

河川整備計画に記載する項目

○河川法 第十六条の二

河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画を定めておかなければならない。

○政令 第十条

河川整備基本方針及び河川整備計画は、次に定めるところにより作成しなければならない。

- 1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項については、過去の主要な洪水、高潮等及びこれらによる災害の発生の状況並びに災害の発生を防止すべき地域の気象、地形、地質、開発の状況を総合的に考慮すること。
- 2 河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関する事項については、流水の占用、舟運、漁業、観光、流水の清潔の保持、塩害の防止、河口の閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持等を総合的に考慮すること。
- 3 河川環境の整備と保全に関する事項については、流水の清潔の保持、景観、動植物の生息地又は生育地の状況、人と河川との豊かな触れ合いの確保等を総合的に考慮すること。

○政令 第十条の三

河川整備計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 1 河川整備計画の目標に関する事項
- 2 河川整備の実施に関する事項
 - イ 河川工事の目的、種類および施行の場所並びに
当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
 - ロ 河川の維持の目的、種類および施行の場所

○河川法の一部を改正する法律等の運用について

(平成10年1月23日 建設省河政発第5号、建設省河計発第3号、建設省河環発第4号、建設省河治発第2号、建設省河開発第5号)

二 河川整備基本方針及び河川整備計画について

- 2 河川整備計画の策定について
- ② 河川整備計画で定める事項

河川整備計画で定める事項及び策定の考え方は以下のとおりとすること。

- イ 計画対象区間
- ロ 計画対象期間

河川整備計画で定める整備内容の計画対象期間は、一連区間において河川整備の効果を発現させるために必要な期間とし、おおよそ計画策定時から20～30年間程度を一つの目安とすること。

ハ 河川整備計画の目標に関する事項

河川整備計画の目標に関する事項の内容は、河川整備計画で対象とする期間における、洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項並びに河川環境の整備と保全に関する事項であること。

なお、これら三項目は互いに密接に関係していることから、項目の立て方は、各河川ごとの状況に応じてそれぞれ設定するものであること。

(1) 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

令第10条第一号に規定する事項を総合的に考慮した上で、当該区間の氾濫区域の人口、資産、上下流及び他河川の整備状況等を踏まえ、バランスのとれた目標を定めること

(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

令第10条第二号に規定する事項を総合的に考慮した上で、当該区間の河川の利用状況、正常流量の確保状況等を踏まえて、当面確保する正常流量その他必要な事項を定めること。

(3) 河川環境の整備と保全に関する事項

令第10条第三号に規定する事項を総合的に考慮した上で、当該河川の河川環境の特性を踏まえて、当面の期間における河川環境の整備と保全に関する事項を定めること。

ニ 河川の整備の実施に関する事項

地域の意見を踏まえ、地域の実情に応じた河川整備を実施するため、計画対象期間中の個々の河川工事並びに河川の維持について令第10条に規定する事項を総合的に考慮した上で具体的に定めることとする。

なお、令第10条の三第二号イにおいて、具体の河川整備に当たっての詳細な断面形を定めること。

③ 河川整備計画の作成に当たっての留意事項

河川整備計画の策定に当たっては、当該計画が地域住民等に十分に理解され、地域の意見を踏まえたものとするのが重要であることから、「②河川整備計画で定める事項」の記載に当たっては、住民等に分かりやすい内容となるように工夫を行うとともに、当該河川並びに流域の特性、現状での課題等を記載し、当該計画に定める河川整備の必要性、考え方が分かるようにすること。

また、河川整備計画の策定に際しては、策定に当たっての根拠となったデータ等の情報公開に努めるとともに、必要に応じ、河川整備による効果、河川整備計画で定める目標を達成するための代替案との比較等を説明すること。

○河川法の一部を改正する法律等の施行に関する関係行政機関等との連絡調整等について
(平成10年1月23日 建設省河政発第6号、建設省河計発第4号、建設省河環発第5号、
建設省河治発第3号、建設省河開発第6号)

- 25 河川整備計画では、水質汚濁に係る環境基準が定められている水系については、当該水系についての環境基準の達成維持に向けた当面の整備の考え方を記載すること。また、水質保全に関し、具体的な水質目標の数値を定める場合には、環境基準に定められた数値とし、環境基準が変更された場合には、速やかに具体的な水質目標の数値を変更された環境基準に変更して定めること。
- 26 法第十六条の二第二項の「災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮」する対象として森林の状況が含まれないこと。
- 27 河川区域内の景観を構成する文化財が存する場合には、当該文化財にも配慮しながら、治水、利水及び環境の総合的な管理の中で、河川整備計画を定めること。
- 30 河川整備計画において定める「河川の整備の実施に関する事項」には、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号。以下「令」という。）第十条第三号に規定する事項を総合的に考慮した上で、当該河川の河川環境の特性を踏まえて、当面の期間における河川環境の整備と保全に関する事項を記載すること。